

# KAMEYAMA かめやま 市議会だより

## 9月定例会を終えて

9月定例会は、8月28日に開会し、議案20件、報告8件、委員会提出議案8件が提案され、議案質疑を2日間、一般質問を3日間行い、28日間の会期で開催しました。

この定例会は、決算議会でもあり、平成25年度の各会計決算の認定については、本会議並びに2日間にわたる予算決算委員会において、活発な審議を行いました。

特に、予算決算委員会では、総括質疑に5人、個別質疑には15人の議員が、税の滞納対策について、中期財政見通しとの整合について、基金の考え方について、また、各事業の内容、評価についてなど、様々な角度から質疑しました。

そして、慎重な審査の結果、予算決算委員会では、今後の予算編成や市政に反映されるよう、5つの意見を付けて認定しました。

また、今定例会から新たな取り組みとして、多くの市民の皆様に議会の様子をご覧いただくため、本会議と予算決算委員会でインターネットによるライブ配信を開始するとともに、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末等でも視聴できるようにしました。

さらに、各常任委員会では、昨年11月から実施していました所管事務調査が終了し、閉会日に各



予算決算委員会

常任委員会委員長から議長に報告書が提出され、先般、今後の市政に反映していただけるよう、市長に対し政策提言を行いました。

なお、定例会の議案の詳細や各議員の質問の内容、所管事務調査の報告書については、ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

亀山市議会議長 前田 耕一

平成26年9定例会は、8月28日から9月24日までの28日間の会期で開催しました。

9月8、9日に議案質疑、9日から11日に一般質問を行いました。上程された議案と市民から提出された請願については、各常任委員会に付託し、審議の結果、議案20件について原案どおり可決、認定し、請願7件について採択しました。

また、委員会提出議案の意見書6件と亀山市議会基本条例と亀山市議会委員会条例の一部改正を、原案どおり可決しました。

## 議案の議決結果一覧

今定例会で審議された議案と議決結果です。上程された議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。

議案番号	議案名等	議決結果
議案第51号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型事業を行う者は、市町村の条例で定める基準に従って保育を提供することとなり、本条例を制定する。	原案可決
議案第52号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 児童福祉法の改正に伴い、従来の認可保育所における保育事業に加え、市町村の条例で定める基準により認可を受けた事業者が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を実施できることとなり、本条例を制定する。	原案可決
議案第53号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する。	原案可決
議案第54号	亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について 消防組織法の改正に伴い、市町村の消防長及び消防署長の資格を定めるため、本条例を制定する。	原案可決
議案第55号	亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	原案可決
議案第56号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	原案可決
議案第57号	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について 神辺地区コミュニティセンターについては、改築工事を実施し、平成26年12月1日に移転することから所要の改正を行う。	原案可決

議案番号	議案名等	議決結果
議案第58号	平成26年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第59号	平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第60号	平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第61号	平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第62号	平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第63号	平成25年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第64号	平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第65号	平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第66号	平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第67号	平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第68号	平成25年度亀山市水道事業会計決算の認定について	認定
議案第69号	平成25年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について	認定
議案第70号	平成25年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認定
委員会提出議案第4号	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について	原案可決
委員会提出議案第5号	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について	原案可決
委員会提出議案第6号	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書の提出について	原案可決
委員会提出議案第7号	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について	原案可決
委員会提出議案第8号	学童保育所の整備を求める意見書の提出について	原案可決

議案番号	議案名等	議決結果
委員会提出 議案第9号	亀山市議会基本条例の一部改正について 議長及び委員長が職務を遂行するうえでの責務を明確にするため、所要の改正を行う。	原案可決
委員会提出 議案第10号	亀山市議会委員会条例の一部改正について 亀山市議会基本条例において、議会の代表者である議長の中立公正な立場をより明確にするため、議長は常任委員にならないとするとともに、議員定数の削減により、常任委員会及び議会運営委員会の委員定数を見直すため、所要の改正を行う。	原案可決
委員会提出 議案第11号	空き家対策に関する意見書の提出について	原案可決

## 議案の議員別表決結果

※ 賛は賛成 反は反対 棄は棄権 なお、議長 前田耕一は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3
議員名		西川	高島	新
議案名		憲行	真	秀隆
議案第51号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	賛	賛	賛
議案第52号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	賛	賛	賛
議案第53号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	賛	賛	賛
議案第54号	亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	賛	賛	賛
議案第55号	亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について	賛	賛	賛
議案第56号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛
議案第57号	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について	賛	賛	賛
議案第58号	平成26年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について	賛	賛	賛
議案第59号	平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	賛	賛	賛
議案第60号	平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	賛	賛	賛
議案第61号	平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	賛	賛	賛
議案第62号	平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について	賛	賛	賛
議案第63号	平成25年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛
議案第64号	平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛
議案第65号	平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛
議案第66号	平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛
議案第67号	平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛
議案第68号	平成25年度亀山市水道事業会計決算の認定について	賛	賛	賛
議案第69号	平成25年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について	賛	賛	賛
議案第70号	平成25年度亀山市病院事業会計決算の認定について	賛	賛	賛
委員会提出議案第4号	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について	賛	賛	賛
委員会提出議案第5号	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について	賛	賛	賛
委員会提出議案第6号	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書の提出について	賛	賛	賛
委員会提出議案第7号	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について	賛	賛	賛
委員会提出議案第8号	学童保育所の整備を求める意見書の提出について	賛	賛	賛
委員会提出議案第9号	亀山市議会基本条例の一部改正について	賛	賛	賛
委員会提出議案第10号	亀山市議会委員会条例の一部改正について	賛	賛	賛
委員会提出議案第11号	空き家対策に関する意見書の提出について	賛	賛	賛



# 予算決算委員会

予算決算委員会では、平成26年度の各会計補正予算の議案5件と平成25年度の各会計歳入歳出決算の認定の議案8件について、慎重な審査を行いました。

## 平成26年度各会計補正予算の審査

平成26年度の各会計補正予算については、それぞれ9月12日の産業建設分科会、16日の教育民生分科会、17日の総務分科会に分担して審査を行い、9月19日の予算決算委員会では、各分科会会長から審査の経過について報告があり、採決の結果、全ての議案を可決しました。

## 平成25年度各会計決算の審査

平成25年度の各会計決算については、9月18日、19日の2日間にわたり慎重な審査を行い、下記の意見を申し添えて、全ての議案を認定しました。

## 平成25年度決算に対する意見

1. 平成25年度一般会計決算について、財政指標の好転は平成25年度のみの特異な要因によるものとの総括であるが、結果的には市税の増により財政調整基金の取り崩しもなく、健全な財政運営であったと見ることもできる。  
しかしながら、経常収支比率の水準は依然として高く、財政構造が硬直化している中、今後、交付税の合併算定替えにより交付税が減少するなど、さらに厳しい財政状況が見込まれることから、財政運営の基本である「歳入に見合った歳出」の実現に向け、適確な事業の選択と集中を行うとともに、経費の削減や基金の有効な活用を図り、持続可能な健全財政に取り組みたい。
2. 市税、国保税、使用料及び負担金等については、公平性の観点からより一層の徴収努力を行うとともに、委員会に提出された市税等の決算状況の報告書を踏まえ、収納体制の強化を図り、目標を持って収納率の向上に努められたい。  
なお、不納欠損の処理については慎重に対応されたい。
3. 繰り越した事業について、不用額は決算書でしか解らないため、事業の進捗に大きな変化がある場合は、議会に状況を報告されたい。
4. 水道事業における有収率が年々低下していることから、主な原因である漏水調査により早期に改修を行い、有収率の向上に努められるとともに、給水原価が供給単価を上回ってきていることから、その改善に努められたい。
5. 審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止めるとともに、次年度の予算編成とその執行及び本年度策定する行財政改革大綱に反映されたい。

請 願 の 結 果

件 名	請 願 者	紹 介 議 員	結 果
請 願 第 6 号	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書 亀山市関町新所1863 亀山市PTA連合会 会長 北崎 亜紀 他2名	尾崎 邦洋 岡本 公秀 西川 憲行 服部 孝規 竹井 道男	採 択
請 願 第 7 号	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書 〃	〃	採 択
請 願 第 8 号	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書 〃	〃	採 択
請 願 第 9 号	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書 〃	〃	採 択
請 願 第10号	井田川小学校区に新たな学童保育所の設置を求める請願書 亀山市みずきが丘73-6 井田川小学校区学童保育所くれよんくらぶ運営委員会 会長 打田 喜行	西川 憲行 竹井 道男 服部 孝規 岡本 公秀 尾崎 邦洋 森 美和子	採 択
請 願 第11号	亀山西小学校区に公費による新たな学童保育所の開設を求める請願書 亀山市東町1-1-7 亀山西小学校区児童クラブおひさま 運営委員長 村主 勝治 他2名	岡本 公秀 竹井 道男 服部 孝規 森 美和子 西川 憲行 豊田 恵理	採 択
請 願 第12号	川崎小学校区に第2学童保育所の設置を求める請願 亀山市能褒野町89-1 川崎小学校区学童保育所あおぞらくらぶ 運営委員長 野村 幸生 他1名	豊田 恵理 岡本 公秀 西川 憲行 服部 孝規 森 美和子 竹井 道男	採 択

## 本会議、予算決算委員会の様子をご覧ください

～インターネットによるライブ配信をはじめました～  
平成26年9月定例会から、本会議と予算決算委員会の様子を、これまでの録画配信に加え、ライブでも配信をしています。  
※タブレット端末やスマートフォンにも対応していますので、ぜひご覧ください。

<http://www.kensakusystem.jp/kameyama-vod/index.html>



## 可決した意見書

教育民生委員会提出議案5件と議会運営委員会提出議案1件が提出され、採決の結果可決し、国・市長へ意見書を提出しました。

### 〔国へ意見書を提出〕

#### ●義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

国の責務として「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」に必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度を存続し、更なる充実を図ること。

#### ●「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書

子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を進めること。

#### ●防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書

子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実を進めること。

#### ●保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

#### ●空き家対策に関する意見書

1. 建物の所有者に対し、適正管理を促すとともに、地方公共団体が、老朽化し危険性の高い空き家に対し、積極的な指導や除去ができるよう所要の法整備を図ること。
2. 空き家の除去を進めるため、地方財政に配慮しつつ、空き家を自ら除去した所有者に対する固定資産税の課税方法の見直しを図ること。
3. 空き家の有効活用に向けて、財政支援の充実を図ること。

### 〔市長へ意見書を提出〕

#### ●学童保育所の整備を求める意見書

来年度、待機児童が見込まれる学童保育所については、早急に、公費により新たな学童保育所を整備されますよう強く要望する。

## 議会改革白書

議会基本条例制定以降の議会改革の取り組みをまとめた「議会改革白書」の改訂版が出来上がりました。

抜粋版を市議会ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

また、本冊は亀山市議会の図書室で閲覧できます。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

## 亀山市議会に関する市民意識調査にご協力ありがとうございました。

平成26年7月末から8月中旬にかけ、無作為に抽出した20歳以上の1000人の市民の皆様にご協力をお願いいたしました。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

調査結果は、市議会ホームページと次号の議会だより第50号（平成27年1月1日号）に掲載しますのでご覧ください。

議案質疑は10名の議員が行いました。内容は次のとおりです。  
(質疑一覧中、太字の質疑について質疑の要旨、答弁を掲載しています。)

福沢 美由紀 (日本共産党)



議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 1 新たな基準により、保育の質が下がることはないのか
- 2 新たな基準により、保護者の負担が大きくなることはないのか
- 3 保育のあり方が多様化する中、児童福祉法第24条第1項の適用を受け、市の責任で保育の実施がなされるのは「保育所」のみであるが、公的責任に差があるのは問題ではないか

議案第53号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 1 新たに基準を定めることにより、市内の学童保育所の拡充と充実が図られるのか
- 2 設備の基準等において、表記があいまいすぎるのではないか

問 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保

森 美和子 (公明党)



議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

- 1 この条例制定によって就学前の子供に関する教育や保育はどのように変わっていくのか
- 2 待機児童の解消になるのか
- 3 制度の周知について

議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 1 議案第51号の条例と議案第52号の条例の違いは何か
- 2 亀山市内に家庭的保育事業等はあるのか
- 3 3歳からの受け皿について
- 4 制度の周知について

議案第53号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 1 条例を制定することによる市の責任について
- 2 制度の今後について

問 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、条例を制定することにより、どのように市が放課後児童健全育成事業に関与していくのか、市の責任について尋ねる。

育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、新たな基準により、就労に応じて保育時間が区分されたり、小規模保育事業などでは保育士の配置が少なくなったり、給食は自園調理でなくてもよくなったりするなど、保育の質の低下が心配されるが、見解を尋ねる。

答 保育時間については、保育標準時間11時間と、保育短時間8時間という区分ができる。現在も、就労に応じて早く迎えに来てもらえる方、通勤時間も含めて11時間必要な方、さらにそれ以上の場合には延長保育等も利用できるので、何ら変わるものではない。次に、保育所の職員配置については、児童福祉法による基準に基づき定めており、新制度においても同様の配置となる。また、家庭的保育事業等における職員配置についても、今回の条例において、同様の配置基準としている。次に、調理室については、自園調理が原則となっているが、家庭的保育事業等においては連携施設から調理したものを運ぶこととなるので、その連携機関の基準を厳しく設けることで、栄養面でも衛生面でも何ら変わらないと考えている。

次に、附則に経過措置として規定されている当分の間とはいつまでか尋ねる。

次に、子育てのニーズが変わってきている中、この条例制定によって今までの市の考え方が変わっていくのか尋ねる。

答 市の責任については、放課後児童健全育成事業は児童福祉法及びそれに基づく本条例の定めに従い、誠実に対応していく。

次に、経過措置については、1支援の集団を40人以内とし、一人当たりの専用区画の面積を1.65平方メートル以上とする基準にすぐに対応することが難しいため、当分の間としたが、子ども・子育て支援事業計画が5カ年の計画であるので、およそ5年程度の見込みである。また、これからふえるであろう待機児童についても、市として待機児童が出ないように、受け皿を確保していきたいと考えている。

次に、条例制定に伴う市の考え方については、現在審議中の子ども・子育て支援事業計画に放課後児童クラブ等の事業量の見込みやニーズ、どれほど確保していくのか等を明記し、今後、広く意見を聞く予定である。また、既存の放課後児童クラブについては、それぞれの地域の特性により課題や事情も異なることから、個々に協議するものである。基本的には、民設民営を基本とし、さらに施設等充実をさせていきたいと考えている。

伊藤 彦太郎 (緑風会)



議案第51号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第53号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 1 条例制定の効果について
- 2 亀山市独自の基準を作らないのか

議案第58号 平成26年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について

- 1 歳出 第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、観光施設費、施設管理費2840千円の増額について

**問** 観光費の増額について、観音山公園の一休庵の解体に係る費用ということだが、解体に至るまでの経過と耐震改修または建て替えの可能性はなかったのか尋ねる。また、段差のある危険な場所だが、解体した跡地はどうするのか尋ねる。

次に、もともと観音山公園という中での一休庵

の位置づけがあったと思うが、観音山公園のあり方について、今後どうしていくのか尋ねる。

**答** 一休庵については、国民宿舎関ロッジの附属施設であったが、建物の老朽化が進み、耐震基準を満たしていない既存不適格建築物と考えられ、利用者の安全確保のため賃貸借を継続しない方針とした。このたび、使用者が明け渡しにに応じていただき、公園利用者の安全確保から、取り壊しを行うものである。

なお、鉄骨と木造の混構造で、鉄骨の腐食も進んでいることから耐震改修は困難であり、今の時点で新たに飲食店のために建物を建てることも考えていない。また、跡地については、斜面に建築されており、下側にはため池があり活用は難しいことから、整形して池側にフェンスの設置を考えている。

次に、観音山公園については、もっと多くの方にご利用いただくよう、どのような施設があり、どのような魅力があるのか、また、どのような形で利用できるのか、しっかりとPRしていくことが必要であると考えている。

大井 捷夫 (新和会) 代表質疑



議案第63号 平成25年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 市長として2期目のスタートの平成25年度決算であったが、どのように評価されているか
- 2 現下の厳しい財政状況においても、財政の悪化を理由に消極的な行財政運営に陥ることは決して許されないと考えるが、今後の財政運営をどの様にされるのか尋ねる
- 3 今後の大規模な建設事業の財源は、合併特例債の活用を計画されており、多額の一般財源は必要としないと考えるが、このような状況の中で、財政見通しと大きく乖離した、一般財源として活用できる基金約50億円をどの様に考えているのか。また、積み立て目標額があるのか尋ねる

議案第54号 亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

- 1 条例を制定する理由は何か。また、その経緯を尋ねる
- 2 従来の政令と新たに定められた基準の相違点について尋ねる
- 3 新たな基準を参酌した条例の制定内容はどの様になっているのか尋ねる
- 4 条例を制定することによる今後の方向性について尋ねる

**問** 一般財源として活用できる基金として、約50億円の積み立てをしているが、今後、大規模な建設事業の財源には合併特例債の活用期限を5年間延長して充てる計画をされていることから、多額の一般財源は必要としないと考える。その中で、財政見通しと大きく乖離したこの約50億円の活用をどのように考えているのか。また、積み立て目標額について尋ねる。

次に、現在、庁舎建設基金が9億円となっているが、この基金とともに財政調整基金を活用して、市庁舎の建設に大きくかじを切ってはどうかと考えるが、見解を尋ねる。

**答** 財政調整基金については、25年度決算での取り崩しはなかったが、25年度限りの国の政策判断や、経常経費の削減、歳入増の結果であり、一過性のものだと考えている。今後も基金の取り崩しが想定されることから、いかに全体の中で効率的に運用していくかが大事であると考えている。また、目標額については、第2次実施計画でも示すことになるが、行財政改革大綱では20億円以上の維持を目標としている。

次に、庁舎建設については、従来からの方針を現時点でも堅持している。今後においては、昨年度策定した公共施設白書の試算を一つの基礎にしながら、将来における公共施設の適正配置を検討する中で調査研究していきたいと考えている。

## 竹井 道男（市民クラブ）代表質疑



## 議案第53号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 1 条例制定による現在の放課後児童健全育成事業への影響について
  - (1) 条例の経過措置について
  - (2) 学童保育所の増築及び新設時における条例の適用について
- 2 条例制定で学童保育所の公設・民設の考え方に変更はあるのかについて

## 議案第63号 平成25年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び報告第12号 決算に関する附属書類の提出について

- 1 決算の総括について
  - 2 中期財政見通しとの整合について
  - 3 翌年度繰越額の評価について
  - 4 プライマリーバランスについて
  - 5 主要施策の成果（施策評価シート）について
- 議案第70号 平成25年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 1 なぜ純損失が計上されるのかについて
  - 2 留保資金の確保について
  - 3 経営健全化に向けた取り組みについて

## 西川 憲行（ぽぷら）代表質疑



## 議案第63号 平成25年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 基礎的財政収支9億7670万円の黒字の要因と政策の成果について
- 2 今後の財政見通しについて

## 議案第58号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第6目林業振興費、みえ森と緑の県民税市町交付金事業について
  - (1) 補正予算360万円の使い道について
    - ア 業務委託料60万円の内訳について
    - イ 補助金の内訳について
- 2 第10款教育費、第8項教育研究費、第1目教育研究費、教育研究事業について
  - (1) 学力・体力向上支援事業について
  - (2) 一般財源の減額について
  - (3) 日程の分散化による、地域や関係団体との調整について

**問** 今回の補正予算で、学力・体力向上支援事業として96万円が計上されているが、どのように使

**問** 学童保育所の設置について、基本は民設民営で今後も取り組むということだが、亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定により、人数要件と特に面積要件が入ることによって、これまで以上に民設の場合の施設探しに支障が出ると考えるが、見解を尋ねる。また、過去に、適地がない場合は、公的関与もやむをえないということで、公設で井田川小学校区の第2学童保育所ができたが、公設による学童保育所の検討も行った上で、条例の制定が議論されたのか尋ねる。

次に、翌年度繰越額については、予算補正もないため、6月に提出される繰越予算内訳表と決算書を見て評価することになるが、翌年度繰越額だけの決算評価はできないのか尋ねる。

**答** 学童保育所の施設探しについては、支障が出ることはないよう、これまでと同様、場所、施設の選定について、できる限りの協力・支援をしていきたいと考えている。また、学童保育所については、民設民営を基本とし、できる限りの支援を行っていく。

次に、翌年度繰越額の評価については、現在、繰越計算書とあわせて、資料として繰越予算内訳表を提出しているため、それを基本とした、決算の資料として今後検討いたしたいと考えている。

うのか。また、県費214万円について、県から各市町に配分されたものなのか、亀山市からの申請によるものなのか尋ねる。

次に、土曜授業について、どのように捉え、今後検証していく中でどのような位置づけでやっていくのか尋ねる。

**答** 今回の補正は、平成26年度土曜授業推進事業の県委託金の内定に伴うものである。本事業は、土曜授業の充実に資するために外部人材等を活用し、実践的な研究・検証を行うことを目的としている。そのため、市教育委員会は土曜授業の実践推進校を指定するとともに、学校教育関係者、PTA関係者等から構成する検証委員会を設置するものである。経費の使途は、外部講師等の招聘に係る講師謝金や土曜授業実施検証委員会委員による先進地視察等に係る旅費等を計上したものである。また、県費については、本市の申請によるもので、今のところ津市と本市のみである。

次に、土曜授業の捉え方、位置づけについては、今年度は検証の期間としており、検証委員会を設け、さまざまな立場の方から、保護者の方も含めて意見を聞きながら検証していく。

服部 孝規 (日本共産党)



議案第54号 亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

- 1 「部の長の職に2年以上あったもの」は適格かについて

議案第58号 平成26年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について

- 1 第2款総務費、第1項総務管理費、第14目行政情報化推進費、社会保障・税番号制度システム導入事業16733千円の増額について

議案第63号 平成25年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 当初予算で11億8千万円もの繰り入れをした財政調整基金をすべて繰り戻しできた決算について

**問** 今回の補正予算で、社会保障・税番号制システム導入事業として1700万円が計上されているが、社会保障・税番号制度の情報にはどのようなものが含まれるのか尋ねる。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムにある住民基本台帳カードは、費用対効果からも問題があると思うが、現在の活用状況を尋ねる。

次に、社会保障・税番号制度に記載した個人情報の提供については、地方税情報を含め、守秘義務が解除されるということだが、公務員法、地方税法及び市の個人情報保護条例と整合はとれているのか尋ねる。

次に、最近、企業において個人情報が流出するという大問題が起きたが、今でも情報漏えいのリスクは比較的小さいと認識しているのか尋ねる。

**答** 今回の補正は、厚生労働省からの補助対象分の生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、国民年金等の各システムの導入費用で、これに住民基本台帳システムをあわせたものが社会保障・税番号制に関連してくる情報である。

次に、住民基本台帳システムについて、住民基本台帳カードの交付枚数は1278枚で普及率は約2.6%である。

次に、個人情報の提供については、法律上規定された情報請求は、提供義務を履行するための正当な行為として許容されるとされ、守秘義務違反とはならないとされている。個人情報保護条例については、現状では目的外利用ができないため、条例改正が必要になると認識している。

次に、情報漏えいに対する認識は、企業の情報漏えいは、内部からの漏えいであったことから、本市においても、情報漏えい対策として職員の意識向上を図っていかねばならないと考えている。

小坂 直親 (緑風会) 代表質疑



議案第63号 平成25年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 平成25年度決算の評価について
- 2 今後の財政運営について
- 3 中期財政計画について
- 4 歳入の評価と歳出の評価について
- 5 収入未済額について
- 6 不納欠損について
- 7 決算資料について

議案第58号 平成26年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について

- 1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業について
- 2 市税収入について
- 3 繰越金について
- 4 災害関連予算について

**問** 今回の補正予算で、みえ森と緑の県民税市町交付金事業について360万円が計上されているが、本市が作成した計画書はソフト事業ばかりである。この税金は少し違った形の本当に災害に強い事業をするべきである。流域間伐をやらなければ、土砂災害は一切とまらない。災害に強い森林とはいかなるものか、見解を尋ねる。

**答** みえ森と緑の県民税市町交付金事業については、県の実施要領で3つの原則、そのうち2つの基本方針と5つの対策が定められている。今回、本市がつくった計画はある程度本市らしさを出せたと思っている。県の基本方針において、流域間伐については、崩壊土砂流出危険地域の溪流沿いの森林を対象に県が取り組む事業としており、市町については、主にソフト事業を実施するとされていることから、今回の計画内容となったものである。

なお、林業の関係者に対する対策としては、これまでどおり、国・県の造林関係の補助事業等を活用し、引き続き森林整備を進めていきたいと考えている。

今回の県制度のフレームが、上流域に位置する自治体に合った仕組みではないという認識を持っており、市長会の統一の見解として、県が新たな税を入れて、災害に強い森をつくっていかうということと、森林環境創造事業などを段階的に廃止していく取り組みは全く政策的に合致していないではないか。また、今回の2つの基本方針と5つの対策の中で、もっと柔軟にこの交付金が適用できるように県に先般申し入れたところである。

## 岡本 公秀 (新和会)

## 議案第52号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について



- 1 第6条保育所等との連携について
- 2 第8条家庭的保育事業者等の職員の一般的な要件について
- 3 第15条、第16条食事及び食事の提供の特例について
- 4 第17条利用乳幼児及び職員の健康診断について
- 5 第22条家庭的保育事業の設備の基準について
- 6 第23条家庭的保育事業の職員について
- 7 家庭的保育事業の保育料について
- 8 家庭的保育事業で事故が起きた場合の対応について

**問** 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、第6条では、家庭的保育事業者は、保育の終了後も満3歳以上の児童に対して、必要な教育または保育が継続的に提供されるよう連携教育を行う保育所、幼稚園、または認定こども園を適切に確保しなければならないとあるが、亀山市の保育の体制は、これを実

行できるようにしているのか尋ねる。

次に、家庭的保育事業の保育料について、条例に記載はないが基準はあるのか。また、独自のサービスを提供する場合の保育料の取り扱いについて尋ねる。

次に、家庭的保育事業で事故が起きた場合の市の対応について尋ねる。

**答** 家庭的保育事業等については、市が認可するものであることから、連携施設を確保する方向で支援していきたいと考えている。

次に、家庭的保育事業の保育料については、他の保育所と同様、保護者の前年中の所得に応じて市が決定するもので、事業者の裁量で決めることはできない。また、事業者から付加価値に相当するサービスが提供される場合は、他の私立保育所と同様に事業者が保育料とは別に必要な費用を徴収することは可能である。

次に、事故等が発生した場合は、事業者の責任において適切に対応するもので、保険等の対応もお願いをする。また、条例で、緊急時における対応方法を定めることを規定していることから、事故、けが等の発生時の対応マニュアルを作成して、速やかな報告と対応を行うよう、周知及び徹底を行っていく。

## 櫻井 清蔵 (ぽぷら)

## 議案第53号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について



- 1 児童福祉法の改正により、このたびの条例制定が提案されている中、次の事項について知りたい
  - (1) 省令により示された基準と同様の基準とした根拠について
  - (2) 設備の基準について
  - (3) 運営に関する基準について
  - (4) パブリックコメントの取り扱いについて
  - (5) 亀山市独自の考え方に基づくものはないのか

議案第58号 平成26年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について

- 1 第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、行政改革推進費、報償費17万円について

議案第63号 平成25年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 基礎的財政収支9億7670万円の内訳について

**問** 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、省令により示された基準と同様の基準とした根拠を、次に、パブリックコメントの結果と意見を反映しなかった考え方を尋ねる。

次に、市内の学童保育所には格差があるが、この条例制定と同時に、民設民営から公設公営にかじを切る考えはないのか尋ねる。

**答** 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、結果的に国の基準と同様の内容だが、内部で十分検討を行い、さらに子ども・子育て会議に諮り、市民の意見も聞いて定めたもので、地域の実情を踏まえたものである。

次に、パブリックコメントについては、9名から41件の質問・意見等をいただいたが、今回は、放課後児童クラブの今後に向けた要望・意見であったので、条例案の修正には至らなかったものである。

次に、条例制定を機に、学童保育所を公設公営にすることについては、公設か民設かということではなく、今の亀山市のさまざまな現状を包括するこの条例で、今後、新設される亀山市の放課後児童クラブについても、最大限の質を担保していくというものである。

一般質問は15名の議員が行いました。内容は次のとおりです。  
(質問一覧中、太字の質問について質問の要旨、答弁を掲載しています。)

## 西川 憲行 (ほづら)



### 安心安全な亀山市について

- 1 亀山市の危機管理について
  - (1) 台風11号における対応と問題点について
  - (2) 市民をサポートする市職員の待遇について
  - (3) 指定避難所のあり方について
- 2 上水道断水時の緊急対応について
  - (1) 休日における緊急対応について
  - (2) 地域との連携と広報について
- 3 事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」について
  - (1) この事業の目的について
  - (2) 市民による「事業仕分け」の検証について
  - (3) 一般公開にする理由について
- 4 農業政策と獣害対策について
  - (1) 農業支援のあり方と獣害対策について
  - (2) 今後の亀山市の獣害対策について
- 5 土曜授業の実施について
  - (1) 土曜授業に求める亀山市の学校像について
  - (2) 時間割の変更と教職員の労働条件について

**問** 事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」について、この事業の目的の中に、職員のさらなる意識改革、事業に対する説明責任の徹底と

あるが、庁内で行うのにあえて予算化し、公開で行う必要があるのか。庁内の会議で、見直したらいいと思うが、見解を尋ねる。

次に、平成19年度からの外部委員による事業仕分けの検証結果について尋ねる。

次に、ザ・点検の結果をどのように受けとめ、市政に反映されるのか、見解を尋ねる。

**答** 事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」については、将来を担う中堅職員が公開の場で責任を持って各事業に対する説明や議論を行うことで、さらなる職員の意識改革を図り、市民サービスの向上と持続可能な行財政運営につなげていきたいと考えている。

次に、外部委員による事業仕分けの効果については、事業の廃止または民営化という判断結果であった17事業のうち、9事業を廃止または民営化し、削減額は4680万円に上っているが、まだその結果が反映されていない事業もある。

次に、今回の「ザ・点検」の結果については、できるだけ平成27年度予算への反映を予定している。また、市民生活に影響が大きく、見直しに時間を要する事業や平成27年度の内部点検や外部点検実施分については、平成28年度以降の施策や予算に反映をさせていく方針である。

## 福沢 美由紀 (日本共産党)



### 指定避難所について

- 1 台風第11号で昼生地区の指定避難所を変更したことについて

### 地域生活交通 (コミュニティバス)

#### 再編事業について

- 1 南部ルートとさわやか号とは競合しても問題ないのではないか

#### 獣害対策について

- 1 現状について
- 2 専門的な部署の創設、専任職員の配置について

**問** コミュニティバスの再編事業について、地域公共交通計画が策定され、南部ルートの再編が進められている中、昼生地区まちづくり協議会においても昼生のマイバス計画を作成し、市担当部署と協議を重ねている。そのような中、現在、旧国道1号線を通って亀山駅に行っている経路を、東町商店街を通って駅に向かう経路に変更できないか提案したが、さわやか号のルートと競合するため認められないとのことだが、考える余地があるのではないか。また、計画には、利用促進策が書

かれているが、たくさんの方に乗ってもらえるバスにすることに軸足を置くべきではないかと考えるが、見解を尋ねる。

**答** 亀山市地域公共交通計画では、市内バス路線の再編に向け、バス路線の機能分類と路線維持の考え方を整理している。その中で、さわやか号は、市中心部の公共施設等を連絡し、町なか活性化を誘導する路線として、各地域から亀山駅などの都市拠点へと運行する地域生活バスとは、明確にすみ分けをしている。相互が乗り継ぎ拠点で接続し、ネットワーク形成を図ることで、路線全体の効率的な運用を目指すという考え方を基本に、ショッピングセンターでの買い物需要や他地域とのバランスを考慮した上で、さわやか号と重複した運行は、回避したいと考えている。

また、現在、デマンド型交通の導入を目的とする市の運行計画案と、地域のマイバス計画との相違点を中心に、まちづくり協議会と協議を進めており、今後は、移動需要に係る地域需要等も十分考慮した上で、運行計画案を練り上げていきたいと考えている。

新 秀隆 (公明党)



安心・安全対策について

- 1 危険ドラッグについて
  - (1) 市内の現状について
  - (2) 教育現場での対応について
  - (3) 行政としての周知について

2 災害時の対応について

- (1) 防災無線の運用について
- (2) 情報伝達について
- (3) 避難所運営について
- (4) 帰宅困難者への対応について

**問** 関地区の防災無線は、雨風が強い時は聞こえにくく、これまで、自動音声ガイダンスの提案もしているが、市民への防災情報の周知について、新たな発想があるのか尋ねる。

次に、昨年9月に導入された緊急速報メールについては制約があるようだが、かめやま安心メールのURLを緊急速報メールに入れ、リンクするようにできないのか尋ねる。

**答** 関地区の固定系の防災行政無線は、風雨が強い時は聞き取りにくく、要望・苦情をいただいて

いる状況であり、個別受信機等で対応している。そこで、自動音声ガイダンスの研究をはじめ、現在、危機管理局を中心として、本市の総合的な防災の情報伝達システムの検討に入っている。

次に、緊急速報メールについては、携帯電話会社の規定に基づき運用を図っており、緊急速報メールにURLやメールアドレス、電話番号を記載することは、リンク先のアクセスが集中して混乱が起きることが想定されることから、今の段階ではできない。しかし、そのようなことも含め現在研究中であり、いろいろな情報媒体を勘案した中で答えを出していきたいと考えている。



高島 真 (緑風会)



台風11号について

- 1 被害状況について
- 2 復旧状況について
- 3 今後の復旧について

防災井戸について

- 1 亀山市における防災井戸の必要性について

獣害について

- 1 今後の対策について
- 2 市街地の獣害対策について

**問** 獣害対策について、農地だけでなく家庭菜園等にも被害が出ているが、農地への電気柵の設置等の補助金と同様に、まちを獣害から守るという視点から、農地以外にも補助金を出す考えはないのか尋ねる。

**答** 獣害対策として、電気柵等は有効な手段であることから補助金の交付を進めてきているが、交付条件の1つに、「2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵の設置をすること。ただし、地理的条件の特殊性その他やむを得ない理由があると認められる場合にあっては、この限りでな

い。」とあり、このただし書きは、防護柵を設置しようとする農地に接している土地が山林や農道などで、1筆でしか設置できない場合を想定していることから、基本的に登記地目が農地以外は該当しない。また、平成23年度から地理的条件の特殊性の条件や、面積条件を緩和して被害軽減に努めているが、改善できない状況であり、森自体が非常に痩せ、適正に管理されていないこともある中、中・長期の対策と短期の対策をしっかりと考えていかなければならないと考えている。



中崎 孝彦 (新和会)



土砂災害について

1 土砂災害危険箇所について

- (1) 市内に土砂災害危険箇所は何箇所あるのか。また、その内、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている区域はあるのか
- (2) 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている区域と指定されていない区域とでは、対策等において具体的に違いがあるのか
- (3) 今後、市民に対する周知はどのようにしていくのか
- (4) 土砂災害危険箇所について、今後市としてどのような対策を進めていくのか

2 急傾斜地崩壊危険箇所について

- (1) 市内に急傾斜地崩壊危険箇所は何箇所あるのか。また、その内、整備対象箇所の整備状況を聞きたい
- (2) 事業費に対する市と受益者の負担率は、市町によって異なると聞いているが、他の市町の状況を聞きたい
- (3) 事業の促進を図るため、受益者の負担率を下げるべきだと思うが、その考えはないのか

3 今夏、全国各地で起きた一連の豪雨災害を教訓として、今後の対策にどう生かしていくのか

**問** 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている区域と指定されていない区域とでは、対策等において具体的に違いがあるのか尋ねる。

次に、日ごろから自分たちの住む地域のどこが危険かということ、市民にしっかりと知ってもらうことが何より大切だと考えるが、今後の市民に対する周知について尋ねる。

次に、土砂災害危険箇所について、今後、市としてどのような対策を進めていくのか尋ねる。

**答** 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されると、災害情報の伝達や避難が早くできるような警戒避難体制の整備、住民への周知、啓発等の取り組みを図らなければならない。また、土砂災害特別警戒区域については、建築物の構造規制、建築物の移転勧告、開発行為に対する制限など、危険箇所を増やさないための規制がかかってくる。

次に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の周知については、区域を指定するときに県の地元説明会に同行したり、広報等へ掲載し周知に努めているが、今後さらに広報、行政情報番組等を活用して周知を図っていききたい。

次に、土砂災害危険箇所の対策は、ハード面でさらなる事業促進を図るため、事業主体である三重県に事業の拡充・拡大など、働きかけていきたい。

片岡 武男 (市民クラブ)



川崎小学校改築の進捗状況について

1 設計のプロポーザル審査と今後について

- (1) 入札参加は何社であったのか
- (2) 提案における審査過程について
- (3) 今後、各社の提案で良かった部分も含め、様々な意見や提案が採用されることはあるのか

想定外の大雨対策について

1 想定外の大雨対策の進捗状況について

- (1) 住民不安はいつ解消されるのか
- (2) 企業排水・公共下水の計画について

建築確認申請と規制緩和措置について

1 建築確認申請は、全ての自治体で国の法律の基準によって運用されているのかについて

- (1) 一般家庭用住宅に建築確認申請が必要な理由について
- (2) 規制緩和措置として申し出制度を実施されている自治体は存在するのか

農業振興地施策について

1 隠居家施策・農業施策に対する補助金への財政的支援の可能性について

- (1) 農業振興地域内の農用地区域内に隠居家が建てられないが、権限は誰にあるのか
- (2) 隠居家の建築が許可されず、本年4月に消費税が増税となったが、増税分は行政が補填されるのか

- (3) 農業施策への補助金に対し、市で負担可能な財源は最高でどれだけか

- (4) 現況課税制度を採用されているが、これは全職員が把握しているのか。また、事務事業点検制度「ザ・点検」の中で全職員の英知を結集して、農業振興地施策を改善する気があるのか

市民意見集約の手法改善について

1 施策決定におけるテレビ投票の導入について

- (1) 市民が参加しての意思決定策として、ケーブルテレビによるテレビ投票を提案するが、考えを伺う

**問** 土地の課税は、現況課税制度（地目が田・畑・山林でも建物があれば宅地並み課税）を導入されているが、この制度は、財務部署だけでなく、全ての職員が把握して農業施策を計画されているのか。また、全職員が英知を結集するのが経営会議でないのか。進展しない農業振興地施策を改善する気があるのか尋ねる。

**答** 固定資産税の土地の課税については、総務省の固定資産評価基準によって、現況の地目により課税を行っているが、農業経営と、直接今の税の現況課税は関係がないと感じている。さまざまな行政運営については、月に1回程度、テーマを決めて部局長会議を行っており、そういった中で把握に向けた取り組みも検討していきたいと考えている。

櫻井 清蔵 (ほぷら)



次世代を担うひとづくりについて

- 1 ひとづくりについて、市長の基本的な考え方を知りたい
- 2 ハード事業の取り組みについて  
(主に川崎小学校改築)
- 3 教育、福祉施設的环境整備について (空調設備及び耐震工事は完了したが現状の保育園の有様が妥当と考えているのかを知りたい)

合併特例債について

- 1 まちづくり計画の変更を行い、合併特例債の活用を県と協議を行っているが、議会に対する説明責任をどのように考えているのかを知りたい
- 2 公共施設の設備について
  - 1 本年も例年同様6月中旬より真夏日が続き、熱中症対策に日本国中が翻弄され、亀山市においても、色々な手段により対応策を講じられたと思うが、小学校、中学校において学童の給水状況はどのようになされたのかを知りたい

**問** 川崎小学校改築事業における普通教室のエアコン設置について、教育機関は考えておらず、プロポーザルの提案の中にも緑のカーテン、大きな

窓をあけての通風、採光をもたらすと書いてあるだけである。今の時代に合った子供たちの学習環境づくりのため、各普通教室にエアコンが必要だと思うが、見解を尋ねる。

次に、平成21年12月定例会一般質問で小・中学校の空調設備の設置について「その財源コスト、効果も含めて総合的な判断をさせていただきたい。」と答弁されているが、この空調に対する問題意識は現在も同じか。また、あと何年かけたら総合的な判断の結論が出るのか尋ねる。

**答** 今回の川崎小学校の改築に当たっては、校舎改築基本計画の中で、ライフサイクルコストを考慮した学校を基本方針にしており、最も効果的な設備を導入していく必要があると考えている。今後、空調機の設置も含め、学校の設備に関しては、中・長期の財政状況も踏まえ、コスト、効果等さまざまな面から検討をし、総合的な判断を今後していきたいと考えている。

また、空調に対する考え方は、他の施策との関係もあるが、大変重要なものだと認識しており、本年度一年かけて基本設計を協議し、教育委員会で積み上げ、進めていく。

服部 孝規 (日本共産党)



子どもの医療費などの助成方式を償還方式からいわゆる「窓口無料」へ変更を求めることについて

- 1 子どもの医療費などの助成方式を償還方式からいわゆる「窓口無料」へ変更することについて
- 2 三重県全域でやるのが一番良いが、難しいのであれば地域を限って実施することについて
- 3 リニア中央新幹線計画とリニア基金について
  - 1 リニア中央新幹線計画は、本当に必要な事業かについて
  - 2 三重県での中間駅を亀山に誘致することについて
  - 3 リニア基金を積み立てることについて

**問** 子供の医療費などの助成方式について、三重県では、窓口で一旦、医療費の一部を払った後、その負担分が後から戻ってくる償還方式になっているが、窓口で無料にできないのかとの声が多くある。三重県全域でやってもらいたいが、三重県全域でできないのであれば、まず、地域を限定した形で実施できないのか。また、北勢でやろうという動きもある中で、これを前向きに、積極的に取り組んでいただきたいが、見解を尋ねる。

**答** 福祉医療費の窓口無料化の検討については、本年、鈴鹿市を主とした近隣市により、福祉医療費助成制度検討会議を立ち上げ、現物給付方式とした場合の各市への影響額の試算や、地域限定に伴うデータ管理等の課題の検討をしている。その中で、国民健康保険事業や後期高齢者医療制度への国からの交付金の減額措置の影響が大きな課題であることから、現在、全国知事会、全国市長会等から国に対しての提言に交付金の減額措置の廃止が盛り込まれているところである。また、県と全市町で構成する福祉医療費助成制度改革検討委員会や、福祉医療費助成制度検討会議でも、引き続き協議・検討していきたいと考えている。

また、福祉医療費の窓口無料化に対する見解は、長年の本県のテーマ、政策課題であり、最終的になかなか踏み切ることができないというのが現状である。今回4つの自治体が共同して動き始めており、最終的には県が対応すべき問題だと思うが、まずはこういう動きを強化していきたいと考えている。なお、国からのペナルティーによって国民健康保険事業や後期高齢者医療制度の交付金の減額や、医療費が若干上がることが想定されることから、影響額が数億単位ぐらいになりそうであり、ハードルは高いが、広域の体制の中で最善の努力をしていきたい。

森 美和子 (公明党)



災害対策について

- 1 市内における土砂災害警戒区域・特別警戒区域について
- 2 市内の土砂災害ハザードマップについて
- 3 大雨による避難のあり方について

ICTを活用した事業の展開について

- 1 うつ対策・自殺予防対策として、「こころの体温計」の導入について
- 2 認知症に関する普及啓発として、「認知症簡易チェックサイト」の導入について
- 3 妊娠期からできる子育て支援策として、「きずなメール」の導入について
- 4 今後の情報化推進の考え方について

**問** 台風11号で避難勧告・避難指示が出され、指定避難所が開設をされたものの、浸水想定区域内の指定避難所は開設されなかった。特に災害時要援護者について、本当に逃げられる場所はどこなのか、避難のあり方、避難場所について考えていかなければならないと思うが、見解を尋ねる。

次に、特に高齢者、障がい者は、大雨時に外に

逃げるよりも、家の2階などの高いところに避難するという垂直避難が必要と思うが、見解を尋ねる。

**答** 浸水想定区域内に住んでいる方々の避難については、防災への自己認識、自分の命は自分で守るということを考えていただきたいと思っている。その中で、避難所まで自力で到達することが困難である方の避難については、市災害対策本部の福祉医療対策部において、地域等の協力も踏まえて避難の支援をお願いしている。また、本年度、災害時要援護者に対し、地域ぐるみで助け合う災害時の要援護者サポート事業の展開を始め、地域に入っているところである。

次に、高さによる避難方法については、以前から、自宅の2階等で、安全な場所を特定してもらいたいと話をしている。なお、昨年行政出前講座の実績で、30数回、延べ1800名を超える方々に防災教室に参加してもらっており、その中でも家の中の行動について考える機会をつくってきている。今後についても、行政情報番組等を通じ、再度周知を図っていきたいと考えている。

尾崎 邦洋 (緑風会)



全国学力・学習状況調査(学力テスト)について

- 1 亀山市の結果について
  - 2 結果からみた課題・問題点について
  - 3 今後の取り組みについて
- ふるさと納税について
- 1 亀山市の状況について
  - 2 今後の取り組みについて

**問** 本年4月に行われた全国学力・学習状況調査について、亀山市のテスト平均正答率と三重県のテスト平均正答率と比較した結果及び亀山市の前年度と本年度のテスト平均正答率を比較した結果からみた、課題・問題点と今後の対応について尋ねる。

**答** 学力調査の結果から、小学校、中学校とも基礎的な知識の定着を確かにしながら、活用力を高める指導方法の改善が課題として上げられる。また、学習状況調査から、学校における課題として、経験年数の浅い教職員が多い、学校図書館の業務を担当する学校司書が少ないということ。日本語指導が必要な児童・生徒が多い、自己肯定感が比較的低く、将来の夢や目標を持つ子供の割合が低いということが上げられる。家庭における課題として、規則正しい生活習慣が身についていな

い子供が比較的多い、学校の授業時間以外の学習時間が短い子供が比較的多い、地域における課題として、地域や社会で起こっている問題や出来事への関心が比較的低く、地域や社会をよくするために何をなすべきか考えている子供の割合が比較的低いということが上げられる。

次に、今後の対応について、まず1つ目として、全ての学校で授業改善に取り組んでいく。具体的には、秋田県での教育実践に学び、1時間の授業の中で、見通しと振り返りの活動を取り入れ、何を学ぶのかを理解し、何を学んだのかを実感できる形にする。また、ペアやグループ、全体での学び合いの活動を取り入れ、児童・生徒自身が主体的に考え、判断し、表現するための言語活動を充実させていきたいと考えている。2つ目として、読書指導の充実をさらに推進していく。国語科における並行読書の取り組みを進めるとともに、発達段階に応じた必読図書を設定し、児童・生徒の読書量をふやし、幅を広げ、質を高めていきたいと考えている。3つ目として、総合的な学習の時間のカリキュラムを精選し見直していく。家庭、地域との連携をさらに充実させながら、児童・生徒の課題解決力、思考力、コミュニケーション力を効果的に向上させる活動に取り組み、児童・生徒の主体的な探求活動が保障されるように工夫をしていきたいと考えている。

竹井 道男 (市民クラブ)



交通バリアフリー構想について

- 1 取り組み地区の拡大は検討していないのかについて
- 2 高齢化を迎える大型団地における交通バリアフリーの取り組みについて
- 3 都市マスタープラン地域版との関連について  
教育委員会制度の見直しについて

- 1 平成27年度からはどのような体制になるのかについて
- 2 市長として新たな教育行政推進への考え方について

地域内情報化・公衆無線LAN (Wi-Fi) の整備について

- 1 公衆無線LANの認識について
- 2 災害対策や観光対策としての公衆無線LANの整備の必要性について

**問** 平成21年に策定された亀山市バリアフリー構想では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者や障がい者が利用する施設が集まった地区を重点整備地区として、取り組みが進められているが、スパイラルアップの視点から、取り組み地区の拡大について検討しないのか尋ねる。

次に、高齢化を迎える大型団地における交通バ

リアフリーへの取り組みについて、みずほ台では、メイン道路の歩道は段差や勾配を持つ構造だが、その改善に取り組む考えはあるのか尋ねる。

また、生活空間における街路樹のあり方について、歩道と一体のものとして検討する必要があると思うが、見解を尋ねる。

**答** 交通バリアフリー構想については、目標年次は終了しているが、構想に位置づけた歩道の改良や施設の改修など、中期・長期事業が着実に実施されるよう、本構想の進捗管理を図っている。重点整備地区以外についても、個々の事業を進めていく中で必要に応じ公共機関のバリアフリー化の促進を図っている。

次に、大型団地における交通バリアフリーへの取り組みについては、まずは重点整備地区を取り組んでいるが、身近な生活空間においても、高齢化社会を迎えるにあたり、安全・安心して歩けるまちづくりや公共空間の段差解消は、今後取り組むべき重要な課題と認識している。また、街路樹の問題については、今後、街路樹のあり方、歩道のあり方について地域の方と相談し、地域の皆さんと一緒に道づくり、まちづくりを展開していきたいと考えている。

豊田 恵理 (緑風会)



移動困難者問題について

- 1 亀山市の移動困難者の現状について
- 2 移動困難者への対応について
- 3 移動困難者問題に対する今後の方針について

**問** 移動困難者への対応について、移動手段として、福祉移送サービス、タクシー料金助成制度、事前予約制施設送迎サービスなどがあるが、それぞれの内容、対象者、利用者数、必要経費などを尋ねる。

次に、現在、地域公共交通計画の進捗が大幅におくれているが、その理由について尋ねる。また、公共交通を本気で考えていくためには、地域との連携が重要であるが、その協議の場に地域に住んでいる職員を派遣する考えはないのか尋ねる。

**答** 福祉移送サービスは、65歳以上で身体上著しい障がいのため寝たきり状態の方、身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている方で歩行障がい等で車椅子等補助具を使用しなければ外出が困難な方を対象に登録制度をとっている。利用料金は、年会費と市内及び市外の距離によって料金設定がされている。利用状況は、平成25年度実績で3200人を超え、登録者数については本年4月1日現在で147人である。なお、平成26年度予算は

419万円である。

タクシー料金の助成制度は、75歳以上の高齢者、あるいは身体障害者手帳の1、2級、療育手帳のA、精神障害者保健福祉手帳の1、2級をお持ちの障がい者の方を対象に、申し出のあった方にタクシー券を交付している。助成額は、75歳以上の高齢者が1万円、障がい者が1万5000円、腎臓機能障害1、2級の方は4万5000円のタクシー券を交付している。なお、平成25年度の交付実績は2531万2360円である。

事前予約制施設送迎サービスは、高齢者や障がい者3名以上のグループを対象に、各地区の指定場所から総合保健福祉センターまで無料送迎するものである。昨年度の延べ利用者数は962名で、1回の平均利用者数は3.6人となっている。なお、本年度契約額は約190万円である。

次に、地域公共交通計画の進捗のおくれについては、地域公共交通計画は路線再編の骨格やサービス水準を位置づけたものであり、実際の再編に当たっては、関係地域ごとに具体的な運行計画案を作成し十分な協議を行うことから、時間を要している。また、地域との連携については、担当室を軸に地域にかかわる担当部署がサポートしながら、限られたマンパワーの中で、組織のさまざまな機能を横断的に連携させていくことについて、最大限努力していきたいと考えている。

伊藤 彦太郎 (緑風会)



他市との関係について

1 平成の大合併について

- (1) 市制10周年を迎えるに当たり、平成の大合併をどう評価しているのか
- (2) 人口減少社会において更なる自治体再編があるとも言われているが、可能性をどう考えるのか

2 他市との連携について

- (1) 広域行政について
- (2) 防災協定提携自治体との今後の関係について

**問** 人口減少社会において、自治体再編がささやかれるようになった中で、亀山市のさらなる合併の可能性について、また、今後大きな規模での自治体運営も考えるべきと思うが、見解を尋ねる。

次に、他市との連携について、厳しい財政運営が強られる状況で、他市との連携により各種の負担が軽減されることもあると思うが、広域行政の考え方について尋ねる。

**答** 亀山市は人口が大きく減る状況にはならないと予測していることから、現時点で新たな市町村合併は考えていない。しかしながら、今後それぞれの基礎自治体は、広域行政の中で連携、補完をしながら展開していくべきであると思っている。

次に、広域行政の基本的な考え方として、商業、医療・福祉、文教機能など、各分野において近隣市との機能分担も踏まえながら進めるものと考えている。特に、生活圏域を同じくする鈴鹿市については、今後も広域的な連携の基軸と考え、歴史的、自然的なつながり、道路、鉄道などの都市軸の連携、さらには産業活動や医療・福祉など、市民生活に密着した分野における連携について、広域連合での取り組みを中心に進めたいと考えている。

また、津市、伊賀市、甲賀市との連携も進めつつ、防災や歴史、文化、観光など共通のテーマを通じた自治体との連携についても引き続き取り組んでいきたいと考えている。

前田 稔 (緑風会)



オープンデータについて

1 オープンデータへの取り組みについて

財政について

- 1 市税について
- 2 交付税について
- 3 合併特例債について
- ザ・点検について

- 1 事業仕分けとの違いは何か
- 2 事業仕分けの検証とその後の改革はできたのか

**問** 亀山市のオープンデータに対する認識と取り組みについて尋ねる。また、オープンデータの活用について、官民協働で取り組むことへの見解を尋ねる。

次に、合併特例債について、活用実績と今後の活用予定について尋ねる。

**答** オープンデータについては、市内では都市計画図、公共施設や避難所の位置図、ごみ集積所の位置図等、各所属で管理している地図を職員が閲

覧し業務に活用できるよう統合型地理情報システムを導入している。また、市民に対しては平成24年度より市ホームページから道路網図、都市計画図をPDFにてダウンロードできるサービスを先行的に実施しており、さらに、本年度、道路台帳システムのデータ更新とあわせて統合型地理情報システムの地図データを庁外に配信できるよう準備をしているところである。また、官民協働でオープンデータに取り組むことについては、時代の流れの中でどのような対応ができるのか研究をしていきたいと考えている。

次に、合併特例債については、基金造成分を除いて、斎場建設事業、和賀白川線整備事業、野村布気線整備事業、関中学校改築事業、白川小学校耐震改修事業、北東分署建設事業の6事業で、本年度末で62億1290万円発行する予定である。平成27年度以降の活用可能額は約17億円となっており、新規事業として西野公園改修事業、認定こども園整備事業、亀田小川線整備事業、災害情報伝達システム整備事業、亀山駅周辺再生整備事業等を想定している。

小坂 直親 (緑風会)



防災について

- 1 台風11号の対応について
- 2 特別警報について
- 3 避難発令と対応について
- 4 通行止めの指示、判断、権限について
- 5 災害復旧の見通しについて
- 6 災害受援計画について

公共道路等の保全・管理について

- 1 国・県・市道の保全・除草について
- 2 農林道の維持・保全について
- 3 JR敷地の保全・除草について
- 4 河川の保全・管理について

**問** 気象庁は特別警報について、数十年に一度の大雨が予想される場合と定めているが、市はこの特別警報をどのように受けとめて行動したのか、また、市民は特別警報をどのように受けとめて行動したのか、さらに、特別警報に対する措置への反省として何を感じたのか尋ねる。

次に、特別警報に対する検証について、経営会議で検証したということだが、今回、JR・高速道路の通行止め等いろいろな問題があった中で、国・県等の関係者を交えて検証すべきだと思うが見解を尋ねる。

次に、特別警報に対する住民への周知義務について、今回の特別警報において県下29市町中22市町において防災無線で住民に周知伝達されてお

り、改めてその必要性が示されているが、特別警報に対する今後の防災無線の考え方について尋ねる。

**答** 大雨特別警報の発表前に土砂災害警戒情報が発表されており、その段階で今後の雨量の想定も含め、全職員参集の非常態制を整えるとともに、市内全ての指定避難所を開設するなど大雨特別警報に対して最大限の緊張感を持って対応した。市民の行動については、それぞれの地域で災害に備え冷静な行動をとった方も見えたと思っているが、どのような判断をし、どのような行動をとればいいのか苦慮された方も見えたと感じている。

今後、危機管理局を中心に、改めてこの特別警報が意味する内容も含め、市民の危機意識を高めていくとともに、制度自体の改善も国に要望していきたい。

次に、特別警報に対する検証については、国・県、市町でさまざまな制度的な課題が浮かび上がり、既にその検証が始まっているので、国土交通省、三重県等の関係機関と情報共有し、亀山市としても検証の上、関係機関に要望していきたいと思っている。

次に、特別警報に対する住民への周知については、現在、プロジェクトを組み、特別警報に対応できる総合的な防災情報伝達システムの構築に向け検討を重ねているところである。

## 委員会の所管事務調査

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、それぞれ所管に関するテーマを定め、調査・研究を行っています。

昨年11月から本年9月までの間、調査・研究テーマに関する現状把握や関係団体との意見交換会、先進地視察などを行い、議論を重ねて検討を行ってきました。

9月定例会の閉会日には、各委員会の委員長が調査結果の報告を行い、議長に報告書を提出しました。

各委員会からの報告書は議長が取りまとめ、今後の市政に反映されるよう、9月29日に市長に提言書を提出しました。

※亀山市議会ホームページの常任委員会の活動報告の中でも公開していますのでご覧ください。



各委員長から議長へ報告書を提出



市長へ提言書を提出

## 総務委員会

### ● テーマ まちづくり基本条例の検証と 新たな取り組みについて

まちづくり基本条例の役割や条例に基づく具体的な取り組み成果を踏まえ、市民、行政、議会の三者の協働によるまちづくりのあり方について検証を行うため、「まちづくり基本条例の検証と新たな取り組み」をテーマに設定し、調査・研究を行いました。



意見交換会

## 教育民生委員会

### ● テーマ スポーツ振興と施設の充実について

平成33年に三重県で国民体育大会が開催されることを踏まえ、生涯スポーツ社会の実現に向け、市におけるスポーツ環境の実態や推進施策について検証を行うため「スポーツ振興と施設の充実」をテーマに設定し、調査・研究を行いました。



意見交換会

## 産業建設委員会

### ● テーマ 空き家・空き地対策について

多くの自治体で空き家・空き地の増加が問題となっており、その対応に苦慮している中、当市の現状を把握し、その課題解消を図るため、「空き家・空き地対策」をテーマに設定し、調査・研究を行いました。



意見交換会

意見交換会



# 調査のテーマと提言

## 提言

1. 市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働してまちづくりに取り組むに当たり、それぞれの役割を認識するためにも、機会を捉えて条例の存在をアピールすることで、条例の理解に向けて一層努められたい。
2. まちづくり基本条例推進委員会では、これまで、条例策定時の課題であった事項について検討されてきたが、今後は、条例の趣旨に則った、よりよいまちづくりの推進のため、さらに積極的に調査検討されたい。
3. 他の条例の制定改廃や計画等の策定に当たり、まちづくり基本条例の趣旨が尊重されるとともに、まちづくり基本条例との整合が十分に図られるよう、更なる検証の仕組みについて検討されたい。

## 提言

1. 既存のスポーツ施設、特に西野公園・東野公園について施設の拡充と整備を行うこと。
2. 施設の利用時間区分や利用料金について利用者の促進を図るべく改善を図ること。
3. 子どもから高齢者まで、それぞれの段階でスポーツに親しむことができるよう、継続的で具体的な取り組みや環境づくりを進めること。
4. スポーツ振興の取り組みは、教育部局やスポーツ関連団体、総合型地域スポーツクラブや指定管理者、及び市民の声をよく聞き、コミュニティやまちづくり協議会とも連携をとりながら進めること。
5. 次期計画での新たな施設の設置について、県や国の制度の活用、スポーツ施設の誘致を視野に入れ研究すること。

## 提言

1. 管理されていない空き家・空き地は、「安全」、「防犯」、「衛生」、「景観」などの面で市民生活に大きな影響を与えることから、こうした課題を解決するための条例を制定すること。
2. 空き家・空き地に関わる部署は広範囲であることから、庁内に担当室を中心とした横断的な組織をつくるとともに、地域と情報を共有し、連携を図ること。
3. 家屋の解体費用や固定資産税の負担増への対策を講じるとともに、所有者としての管理責任の意識を高める啓発等を行うこと。
4. 活用できる空き家については、空き家情報バンク制度の活用だけでなく、地域の交流の場とするなど、多様な活用ができる仕組みを構築すること。また、空き家を活用するための支援策を検討すること。
5. 空き家・空き地に関わる税制度や相続などの法整備を進めるよう、国に対し働きかけること。

# ～総務委員会・教育民生委員会が、所管事項について、先進地の視察を行いました～

**総務委員会**（平成26年7月14日～15日）

## ◆視察先 岡山県倉敷市

### ◆視察内容 新市建設計画の変更について

倉敷市では、平成24年の法改正により新市建設計画に基づく合併特例債の発行期間が延長されたことを受け、引き続き有利な起債である合併特例債を活用して、特に、東日本大震災以後、必要性が高まっている事業を推進するため、新市建設計画の期間を平成32年度まで延長した。

計画変更の内容は、計画期間の延長とそれに伴う事業や財政計画について、必要最小限の変更にとどめることを基本方針として、従来から取り組んでいる防災対策である幼稚園と保育園の園舎の耐震対策事業を追加したとのことであった。

倉敷市における、計画変更の規模を「必要最小限にとどめる」という考え方や、大震災により必要性の高まった事業に合併特例債を充てるといった、合併特例債の活用についての姿勢は、亀山市においても参考にすべきであるとの印象を持った。



倉敷市議会にて

## ◆視察先 鳥取県鳥取市

### ◆視察内容

#### ①鳥取市自治基本条例に関する取り組みについて

鳥取市では、平成16年の合併によって市域が拡大したことで、様々な地域課題の解決のため、新しいまちづくりのシステムの構築が必要となり、自治基本条例の検討を開始した。

条例の策定段階では、市民によって構成される「鳥取市みんなで作る住民自治基本条例検討委員会」による条例素案の検討を行うとともに、議会では、「住民自治基本条例に関する調査特別委員会」を設置し、条例案について調査・審議を行ったとのことであった。市民による検討委員会主催のフォーラムに、議会の調査特別委員会委員長が出席することによって、市民と議会との協働が行われるなどの取り組みを経て、平成20年10月1日から鳥取市自治基本条例が施行された。

鳥取市自治基本条例に基づく取り組みとしては、

特に、「協働のまちづくり」が特徴的であり、市民、議会、行政が、共通認識をもって協働のまちづくりを推進するための基本的な考え方を示した「協働のまちづくり基本方針」による取り組みが進められ、現在、61地区のすべてに「まちづくり協議会」が設立されている。

また、条例の推進体制としては、「鳥取市市民自治推進委員会」が設置され、「まちづくりのルールは、議会を経て変更されるべき。」との考えから、推進委員会の構成や運営についても条例で定めていたことが印象的であった。

鳥取市自治基本条例に基づく取り組みは、協働の理念などについて、亀山市と共通する部分も多く、非常に参考になった。

#### ②使用料・手数料の見直しについて

鳥取市では、市の施設の使用料について、庁内組織での検討によって、「使用料・手数料の見直し方針」を策定し、平成24年9月定例会に、「使用料の見直し関係条例」を提案し、可決され、平成25年度から新たな料金額を適用している。

使用料の見直しは、社会教育やスポーツ、文化などに関連する137施設について、同種の施設間の使用料の均衡を図るため、年間パスポートや、回数券制度の導入による「利便性の向上」と小中学生や、高齢者・障がい者の「利用料金の低額化・無料化」といった方針に基づき、実施されている。

使用料における受益者負担割合は、提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとに負担割合を定めており、最終的には、地域の状況や施設の老朽化の状況、近隣市の類似施設の料金額を反映して、使用料の額を決定したとのことであった。

鳥取市の使用料・手数料の見直しの取り組みは、現在、亀山市が行っている使用料・手数料の見直しと基本的な方針を同じくしており、非常に参考になった。



鳥取市議会にて

## 教育民生委員会 (平成26年7月23日～24日)

### ◆視察内容

- ①スポーツ振興につながる取り組みについて
- ②スポーツ施設について

### ◆視察先 三重県東員町

東員町には、全天候型舗装の陸上競技場があり、フィールド内ではサッカーやラグビーの使用が可能で、テニスコート、プール、野球場も併設しており、競技場一体をスポーツ公園として位置づけている。建設時にはかなりの財政負担であったと思うが、大型団地の造成により人口が増加する中、スポーツを通じて住民の交流の拠点として効果が得られたとのことであった。

しかし、最近では、施設の維持管理費に対する使用料収入は2割に満たず、施設の老朽化も進み、メンテナンスなどを繰り返しながら維持管理に努めている。また、近年、子ども達のスポーツ志向も多様化しており、陸上競技人口も減少傾向にあるので、使用を制限していたサッカーやアメリカンフットボールのグラウンド使用も認め、利用者の増加につながっているとのことであった。スポーツ振興の面では、子ども達へのスポーツ参加を目的に、誰もが気軽に行える「なわとび」による体力づくりに取り組んでいる。「なわとび」はリズム・バランス・体力の向上に効果的で、国体を見据え「目指せ5年後」というスローガンをたてている。



東員町スポーツ公園陸上競技場にて

### ◆視察先 滋賀県長浜市

長浜市は、当市のように市長部局に生涯学習文化スポーツ課が設置されており、文化とスポーツを担当しているが、事業全てを公益財団法人長浜文化スポーツ振興財団に委託しており、市はコーディネーター、アドバイザー的な立場である。本年6月には、今後10年間の方向を示す計画として「長浜市スポーツ推進計画」を策定し、全ての市民が明るく健康で過ごすために、「スポーツいきいき長浜づくり」というスローガンを立て、特に子どもと健康に焦点を当て、スポーツを楽しむ子どもを地域みんなで育てるために「ながはま鬼ごっこプロジェクト」を展開している。安心して外で遊べず、屋内遊びの

傾向が強い社会情勢の中、運動の喜びを与えるために、スポーツ団体、学校・園、公民館等と連携・協働し、「鬼ごっこ」を通して運動遊びの機会を提供し、年間1,000人の参加を目標としているとのことであった。浅井ふれあいグラウンドは、以前は3種公認の施設であったが、多額の維持費がかかることや実際に公認記録を測定するような大会の利用がほとんどないこともあり、公認取得の更新はしていないとの事であった。公認でなくなると施設整備も後退し状態も悪くなる現状で、今後は何をメインにするか課題であるとのことであった。



長浜市議会にて

### ◆視察先 福井県あわら市

あわら市には、県営のトリムパークかなづという総合運動公園があり、県からの指定管理を受けて運営している。広大な土地に多目的グラウンド、体育館、弓道場、全天候型ゲートボール場、遊具広場を併せ持ち、市外、県外からの利用者も多い。高速道路のインターや鉄道の駅に近いこともあり、この施設が出来て、地域が発展したとのことである。温泉施設を活用し、スポーツ合宿利用者への補助金の交付を行っており、毎年多くの利用があり、まちづくりに繋がっている。

公共団体に対し10割、市内学生に対し5割の施設使用料の免除制度を設けており、利便性を図っている。



あわら市トリムパークかなづにて

施設の管理運営については、各市町、課題を抱えながらも創意工夫をされ、スポーツの振興に大きく影響していると感じた。

当市にとって本当に必要な施設は何か十分検討するとともに、既存施設を充実させ、利便性を高め、スポーツ人口の増加に努めることが重要であると感じた。

また、今後、施設整備を行う際には、国・県の施設整備計画の活用の検討もひとつの手法であると感じた。

## 議会の主な動き

### ◆7月◆

- 2日 議会改革推進会議「検討部会」  
リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会
- 4日 名阪国道・国道25号整備促進期成同盟会
- 7日 鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会
- 8日 広聴広報委員会  
議会運営委員会
- 9日 総務委員会  
産業建設委員会
- 10日 教育民生委員会協議会  
教育民生委員会
- 14日 産業建設委員会協議会  
産業建設委員会  
総務委員会：行政視察  
(14、15日鳥取県鳥取市、岡山県倉敷市)
- 18日 正副委員長会議  
議会運営委員会  
全員協議会
- 22日 北茨城市議会：視察来庁  
(議会改革の取り組み)
- 23日 教育民生委員会：行政視察  
(23、24日三重県東員町、滋賀県長浜市、福井県あわら市)  
静岡県牧之原市議会：視察来庁(広聴広報)  
鈴鹿亀山道路・関バイパス建設促進期成同盟会
- 25日 議会改革推進会議「検討部会」
- 28日 総務委員会
- 29日 石川県加賀市議会：行政視察  
(議会活性化の取り組み)  
愛知県豊田市議会：行政視察(関中学校)
- 31日 三泗鈴亀農業共済議会議員勉強会

- 18日 総務委員会協議会  
総務委員会
- 19日 産業建設委員会  
産業建設委員会協議会
- 20日 全員協議会  
教育民生委員会
- 21日 議会運営委員会  
議会改革推進会議「検討部会」
- 27日 総務委員会
- 28日 9月定例会開会  
会派代表者会議

### ◆9月◆

- 3日 三重県・奈良県リニア中央新幹線  
建設促進会議
- 8日 議案質疑
- 9日 議会運営委員会  
議案質疑  
予算決算委員会  
一般質問
- 10日 一般質問
- 11日 一般質問
- 12日 産業建設分科会  
産業建設委員会
- 16日 教育民生分科会  
教育民生委員会
- 17日 総務分科会  
総務委員会
- 18日 予算決算委員会
- 19日 予算決算委員会  
議会改革推進会議
- 20日 新名神高速道路  
三重・滋賀建設促進県民協議会
- 24日 9月定例会閉会
- 26日 教育民生委員会協議会
- 29日 広聴広報委員会
- 30日 産業建設委員会協議会

### ◆8月◆

- 1日 北勢5市議会懇話会
- 4日 総務委員会
- 5日 産業建設委員会
- 6日 教育民生委員会協議会  
全国市議会議長会研究フォーラム(岡山市)
- 11日 北勢5市議会合同研修会(四日市市)

### 第1回臨時会日程(予定)

- 11月13日 10:00～
- 14日 10:00～

※正式な日程は定例会直前の議会運営委員会で決定されます。  
詳しくは議会事務局へお問い合わせください。  
ホームページにも掲載しています。

亀山市議会のホームページへ

亀山市議会

検索 または

<http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>

### 平成26年12月定例会日程(予定)

- |        |                 |        |
|--------|-----------------|--------|
| 11月28日 | 12月定例会開会        | 10:00～ |
| 12月9日  | 議案質疑<br>予算決算委員会 | 10:00～ |
| 10日    | 一般質問            | 10:00～ |
| 11日    | 一般質問            | 10:00～ |
| 12日    | 一般質問(予備日)       |        |
| 15日    | 産業建設分科会、産業建設委員会 | 10:00～ |
| 16日    | 教育民生分科会、教育民生委員会 | 10:00～ |
| 17日    | 総務分科会、総務委員会     | 10:00～ |
| 19日    | 予算決算委員会         | 10:00～ |
|        | 議会運営委員会         | 11:00～ |
|        | 12月定例会閉会        | 14:00～ |

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。  
皆様のご意見をお寄せください。